

地理歴史

日本史探究（抜粋）

I 日本史探究問題

C

- 一、我等は二千六百年來の因習を破り、男女ともに天賦の義務権利に即して新日本建設の責務を負ふべき事を信ず。
- 一、明治初年より半世紀に亘り国民教育においてすでに男女の別なくまた女子高等教育の門戸も開かれつつある今日、普通選挙の実施に当り女子を除外するは不当のことと云はざるを得ず、我等はこれを要求す。
- 一、我国の「エ」はすでに四百万に達せり、其利益保護のために参政権を要求するは当然のことと信ず。
- 一、我国大多数の家庭婦人はその生活完成のため、法律上国家の一員たるべくこれを要求す。
- 一、市町村における公民たり、又国家の公民たる資格を求めて我等は参政権を必要とす。
- 一、以上は宗教の異同、職業の差異、あらゆる異同を除き唯女性的の名において一致し得る問題なるが故に、ここに大同団結を作り「オ」運動をなす必要とその可能性とを信ず。

問

- (14) この史料は、1924年12月13日に発会式を挙げた組織の宣言書である。
- (a) その組織の名を記せ。なお、「オ」には、その組織の名称の一部が入る。
- (b) この年6月に護憲三派によって誕生した内閣の首相は誰か。
- (15) 下線部(i)に関連して、
- (a) 「明治初年」に政府は、国民皆学を目指した小学校制度を全国的に定めるものとして、何を公布したか。
- (b) この宣言書が作成された際の「国民教育」は、何年間の義務教育として定められていたか。
- (16) 下線部(j)に関連して、空欄「エ」には、第一次世界大戦後の経済発展を契機に増加した、仕事をもつ女性を指す語句が入る。(j)と対比的に示された、その語句を記せ。
- (17) 下線部(k)に関連して、この宣言の時点で女性の政治結社への加入や政談集会への参加を制限していた法律名を記せ。
- (18) この宣言書における要求が法改正により制度化された後、その制度に基づく初めての国政選挙が実施されたのはいつか。その実施の年を記せ。